

IHEAT 要員の勤務管理者の方へ

1 はじめに

平素より沖縄県の感染症対策にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。

令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症対策においては、保健所業務の増大により保健師等専門職の不足が課題となったことから、外部の専門職が保健所業務を支援する仕組み（IHEAT：Infectious disease Health Emergency Assistance Team）が法定化されました。

それに伴い、沖縄県は新興感染症等の発生又はまん延等の健康危機発生時（以下「感染症健康危機発生時」という。）に備え、IHEATに登録している専門職（以下「IHEAT要員」という。）の募集及び人材育成を行っているところです。

つきましては、貴事業所の職員のIHEATへの登録及びIHEAT要員としての活動にご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

2 平時におけるIHEAT要員の活動について

IHEAT要員は、沖縄県IHEAT事務局（以下「事務局」という。）が実施する研修等を毎年受講します。また、受講したIHEAT要員のうち希望者には、研修協力謝礼金（報償費）及び旅費を支給します。

3 感染症健康危機発生時における活動について

(1) 身分

ア 会計年度任用職員への任用

IHEAT要員を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に任用します。

イ 任用期間

IHEAT要員と事務局との間で、都度調整して決定します。

ウ 勤務時間

① IHEAT要員と事務局との間で、都度調整して決定します。

② 勤務時間の上限は、貴事業所の法定外労働時間との通算が単月100時間未満、複数月平均80時間以内の範囲内に収まるように定めます。

(2) 保健所等業務の支援手順

ア 感染症健康危機発生時に、事務局はIHEAT要員へ会計年度任用職員の任用手続を案内します。IHEAT要員は案内の通りに手続を行います。

※このとき、営利企業への従事等届出書により貴事業所の勤務時間等を確認させていただきます。

イ 保健所が業務支援を要する場合、事務局からIHEAT要員へ応援要請を行います。

ウ 貴事業所と調整いただいた上で、IHEAT 要員は次の項目について回答します。

- ① 応援の可否
- ② 応援可能な保健所（北部保健所、中部保健所、南部保健所、宮古保健所、八重山保健所又は那覇市保健所）
- ③ 応援可能な日程
- ④ 応援可能な業務内容

エ 事務局から IHEAT 要員へ勤務シフト案を送付します。

- ① IHEAT 要員が承諾又は拒否の回答をする際には、職場内にて事前に調整ください。
- ② 貴事業所の法定外労働時間の上限及び保健所等業務支援に係る労働時間の通算が単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内の範囲内となるようご注意ください。

オ IHEAT 要員は決定した勤務シフトの通り、保健所等で業務支援を行います。

(3) 報酬

沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年 10 月 31 日条例第 42 号）に基づき報酬及び旅費を支給します。

(4) 災害補償

IHEAT 要員の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定めるところとします。

(5) 那覇市保健所への業務支援

那覇市保健所の業務支援を行う場合は、那覇市の会計年度任用職員として任用となります。

任用期間や報酬等については那覇市保健所へご確認ください。

《参考》 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）

第二十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合におけるその管轄する区域内の地域保健対策に係る業務の状況を勘案して必要があると認めるときは、地域保健の専門的知識を有する者であつて厚生労働省令で定めるもののうち、あらかじめ、この項の規定による要請を受ける旨の承諾をした者に対し、当該地方公共団体の長が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること又は当該業務に関する助言を行うことを要請することができる。

- ② 前項の規定による要請を受けた者（以下「業務支援員^(注1)」という。）を使用している者は、その業務の遂行に著しい支障のない限り、当該業務支援員が当該要請に応じて同項に規定する業務又は助言を行うことができるための配慮をするよう努めなければならない。

(注1) IHEAT 要員と同義である。